

登校許可証

東海大学付属甲府高等学校長 殿

年 組 番 生徒氏名

1 診 断 名：

2 出席停止期間： 月 日（ ）～ 月 日（ ）まで

なお登校は 月 日（ ）より可能です。

3 特記事項等：

上記の通り、登校を許可します。

20 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印

承認	校長	副校長	教頭	教頭補佐	教務主任	学年主任	担任

(捺印・承認後は養護教諭に提出)

学校感染症一覧

	病 名	出席停止の期間
第1種	<p>エボラ出血熱、 クリミヤ・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 SARS コ ロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 MERS コ ロナウイルスであるものに限る) 及び特定鳥インフルエンザ (感染症の予防及び感染症の患者に対する医 療に関する法律(平成10年法律第114号)第6 条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエ ンザをいう。次号及び第19条第2号イにおい て同じ。) 新型インフルエンザ等感染症、 新型コロナウイルス、 指定感染症及び新感染症</p>	治癒するまで
第2種	<p>インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)</p>	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	<p>コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎(はやり目) 急性出血性結膜炎(アポロ) その他の感染症</p>	病状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで